

相続手続きのご案内

ご親族の皆様には謹んでお悔やみを申し上げるとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

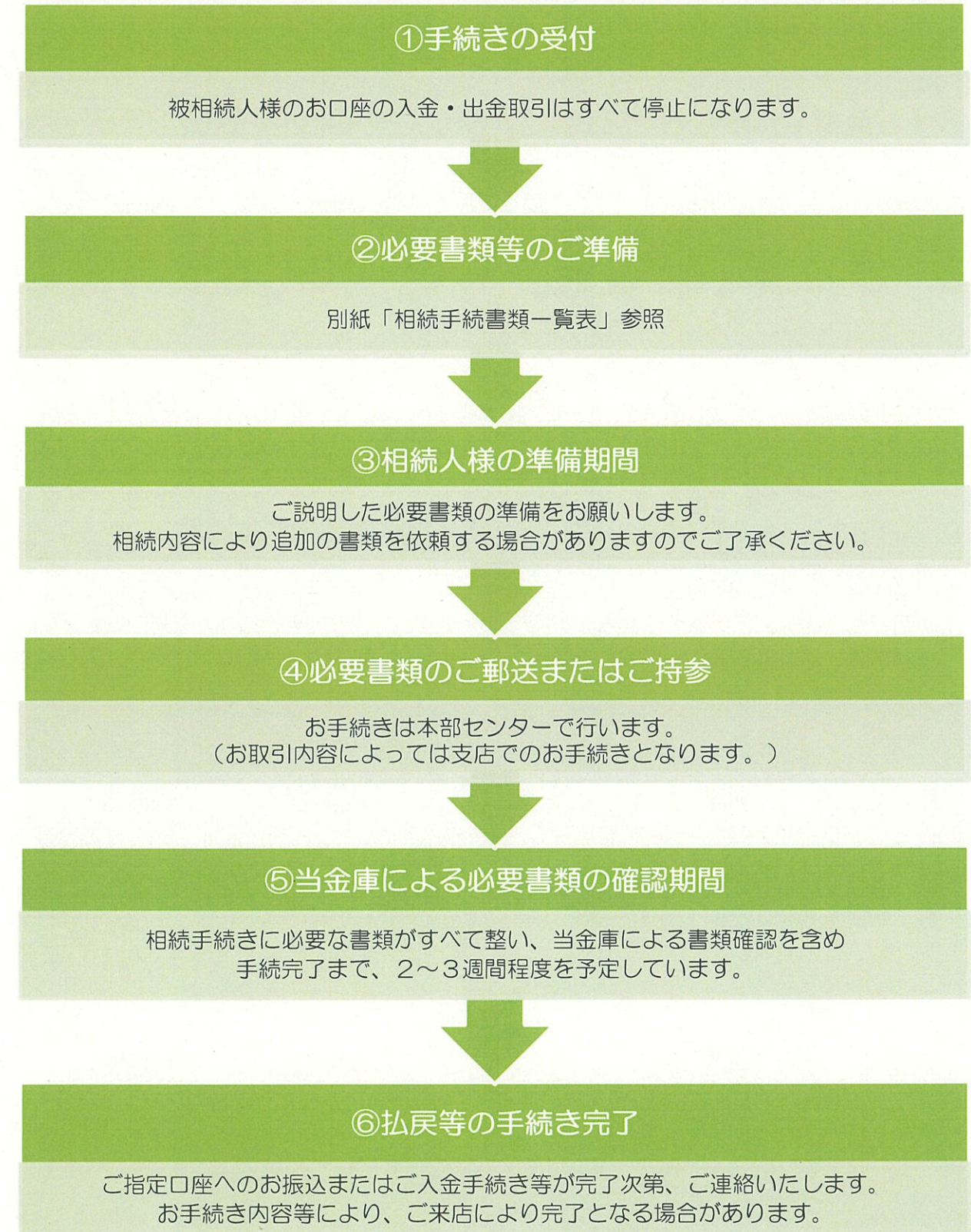
さて、ご生前の当金庫におけるお取引につきましては、ご本人様のご逝去と同時に相続が発生しているため、相続人様に相続のお手続きをしていただく必要がございます。

【相続のお手続きが完了するまでのお取引について】

お取引	概要
ご預金等	<ul style="list-style-type: none"> ・相続手続きが完了するまで、お引出・ご入金のお取扱いができなくなります。 ・口座振替の契約がある場合、口座振替契約は停止となりますので、相続人様から各企業へご変更の手続きが必要となります。 ・お振込のお受取りは原則、お取扱いできませんので、家賃などの受取予定がある場合は、受取口座の変更を相手様へお知らせ願います。
ご融資等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資取引または当庫融資の保証人等になっておられた場合は、別途融資窓口にてご説明させていただきます。
出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として相続人代表様への「相続加入」手続きをさせていただきます。 ・脱退される場合は、当期の決算後の手続きとなるため、お日にちがかかる場合があります。
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、手続きが必要となりますので、投資信託担当者からご説明いたします。
国債・地方債	<ul style="list-style-type: none"> ・中途換金または名義変更の手続きが、別途必要となります。
保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫でお申込みされた各種保険につきましては、別途、各保険会社所定の手続きが必要となります。
貸金庫等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸金庫のご利用は代理人も含め停止となります。 ・開扉は、別途、相続人様全員が署名された書面が必要となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキング等、各種サービスをご利用されている場合もご利用は停止となります。

なお、次葉以降では基本的な相続手続きの流れと必要な書類等についてご説明させていただきますので、ご参考にしてください。

ご預金等相続手続きの流れ



《お手続きの際の留意事項》

1. 原則として、当金庫の相続関係書類等に相続人様全員の自署、実印の押捺と印鑑証明書の添付をお願いいたします。
なお、海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって大使館・領事館や海外の公証人役場等で発行する「居住証明書」および「サイン証明書」が必要になります。
2. 当金庫の他の支店にも相続預金等のお預けがある場合は、他の支店分も併せてご記入をお願いします。
3. 本部センターでのお手続きの場合は、お振込またはご入金となります。お手続きが完了すると相続人様へ「相続手続き完了のお知らせ」をお送りいたします。
4. 支店でのお手続きの場合は、完了時に支店から相続人様へご連絡いたしますので相続人様全員、または代表相続人様がお来店ください。
※ご来店の際は、実印およびご本人の確認と現住所が確認できる 公的書類（健康保険証、運転免許証等）をお持ちください
5. 相続手続終了後に、当金庫より郵便で、被相続人様宛にご生前中のお取引内容等のご案内が届くことがありますので、予めご了承願います。
6. ご預金等以外のお手続きについて
 - (1) お借入れがある場合は、別途手続きが必要で、所要日数も変わりますので、詳細は担当窓口にてご案内させていただきます。
 - (2) 出資金、投資信託、国債・地方債、保険、貸金庫等がある場合は、別途所定の手続きが必要となります。
 - (3) インターネットバンキング等、各種サービスをご利用されている場合や公共料金等の口座振替、家賃等の振込受取、その他お取引内容に応じた所定の手続きが必要となります。

《ご提出書類についての注意事項》

1. 戸籍謄本（全部事項証明書）等

- (1) 被相続人様（亡くなられた方）に関する戸籍謄本について
 - ① 相続人様を確認するためには、原則、被相続人様が生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本（原則、発行日から6カ月以内のもの）が必要です。
 - ② 戸籍謄本等の請求は、戸籍のある市区町村役場にご請求ください。
役所がご遠方の場合は、その役所の戸籍管理担当者に、郵送による交付方法を事前にお問い合わせください。
 - ③ 外国籍の謄本等は、日本語に翻訳後ご提出ください。

- (2) 法定相続人様の戸籍謄本等について
原則、必要ありません。ただし、代襲相続人がおられる場合や兄弟姉妹が相続人となる場合は必要となります。
また、当金庫が確認のため必要とする場合は、ご提出をお願いすることがあります。
※ 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、被相続人が亡くなられたことおよび相続人を確認させていただく戸籍謄本のご提出は原則不要です。「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細につきましては、法務省のホームページをご参照ください。

2. 印鑑証明書

- (1) 「相続手続依頼書」等、相続関係書類としてご提出いただく書類等には、相続人様全員の実印を捺印いただくため、印鑑証明書（発行日から6カ月以内のもの）をご提出願います。
- (2) 相続人様が、未成年者の場合には特別代理人等の印鑑証明書が必要です。

3. 通帳・証書等

被相続人様（亡くなられた方）名義の通帳、証書、小切手帳、その他お取引関連のもの（出資金、貸金庫借用鍵等）がある場合はすべてご提出ください。

4. 相続の方法により必要となる書類

遺言書、遺産分割協議書、各種審判書等があることが判明している場合には、事前にご相談ください。
なお、各書類を確認する際は、原本をご提示いただきます。

【お問合せ先】

大阪信用金庫 事務支援センター
フリーダイヤル（平日 9時～16時）
0120-880-678